

【立花孝志が提案する『諸派党』とは】

NHK受信料を支払わない方法を教える党（NHK党）を『諸派党』へ名称変更し、公党ではない政治団体からの候補者を、公党である『諸派党』の候補者とする事で
公党以外の政治団体にも、国政選挙の得票に応じて公平に政党助成金を分配する仕組み

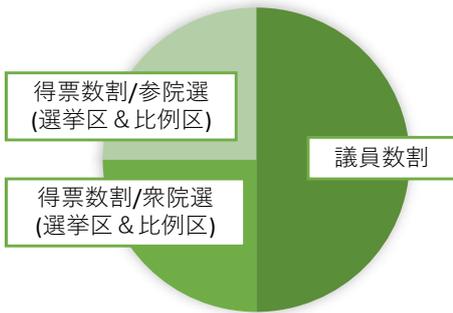
政党助成金

250円 × 約1.27億人※日本の人口
 = **約317億円**※令和3年見込み

※イメージ図

【分配方法】

- ①議員数割／総額の1/2 × 国会議員数／届出政党の国会議員数合計
- ②得票数割／総額の1/2 × 1/4 × 得票割合 ※参院選は(前回+前々回)/2



現在のルールでは、**公党に限り**
 国民に選ばれた議員数に応じて(議員数割)
 国政選挙における得票数に応じて(得票数割)
 政党助成金を多く受け取ることができます。

公党/諸派党



『諸派党』の立候補者となれば、
公党ではない政治団体も
得票に応じた政党助成金を
受け取ることができます

国政選挙における戦略



1票

1票

参院選	選挙区	各都道府県に出馬 供託金300万円 74人選出	全国比例	供託金600万円 決められた算出のもとに 50人選出
	衆院選	選挙区	各選挙区に出馬 供託金300万円 計289人選出	比例ブロック

- 〈参院選：全国比例の出馬条件〉
 次のいずれかを満たす政党、政治団体が出馬できます
※公職選挙法第八十六条三
- ✓ 当該政党、政治団体に所属する国会議員が5名以上
 - ✓ 直近の衆院選or参院選(選挙区or比例)いずれかにおいて得票総数が有効投票総数の2%以上
 - ✓ 当該政党、政治団体からの候補者が10名以上
- 〈衆院選：比例ブロックの出馬条件〉
 次のいずれかを満たす政党、政治団体が出馬できます
※公職選挙法第八十六条二
- ✓ 当該政党、政治団体に所属する国会議員が5名以上
 - ✓ 直近の衆院選or参院選(選挙区or比例)いずれかにおいて得票総数が有効投票総数の2%以上
 - ✓ **当該選挙区の定数の1/5以上の候補者数を出すこと**

『諸派党』構想における政治団体のメリット

- ✓ 参院選は各選挙区と全国比例、衆院選は各選挙区と一部比例ブロック(北海道、東北、北陸信越、中国、四国)に**供託金のみで出馬可能**
- ✓ 当該候補者の得票数で得られる政党助成金(得票数割)の7割を、**寄付として政治団体へ分配**
 (女性の政治参加を応援する目的で、女性候補者は10割)